

議第78号

平成26年度滋賀県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度滋賀県の土地取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 496,021千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 269,579千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成27年 3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 75,787	千円 5,478	千円 81,265
	1 財産運用収入	5,634	1,480	7,114
	2 財産売却収入	70,153	3,998	74,151
2 繰入金		189,813	△ 1,499	188,314
	1 基金繰入金	189,813	△ 1,499	188,314
3 県債		500,000	△ 500,000	—
	1 県債	500,000	△ 500,000	—
歳入合計		765,600	△ 496,021	269,579

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖環境費		千円 70,178	千円 3,993	千円 74,171
	1 琵琶湖環境管理費	70,178	3,993	74,171
2 土木交通費		505,609	△ 498,515	7,094
	1 土木交通管理費	505,609	△ 498,515	7,094
3 公債費		189,813	△ 1,499	188,314
	1 公債費	189,813	△ 1,499	188,314
歳出合計		765,600	△ 496,021	269,579

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
土木交通公共用地先行取得事業費	500,000 ^{千円}	— ^{千円}
計	500,000	—